#### 目次

八	七	六	五.	四	三	$\vec{=}$	_
法人税法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第百六十六号)(第八条関係)	確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号)(第七条関係)70	投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令(平成十年政令第二百三十五号)(第六条関係)8	租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)(第五条関係)67	商品先物取引法施行令(昭和二十五年政令第二百八十号)(第四条関係)66	社債、株式等の振替に関する法律施行令(平成十四年政令第三百六十二号)(第三条関係)63	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)(第二条関係)	金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)(第一条関係)

一 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)(第一条関係)

五号。以下「資産流動化法」という。)に規定する優先出資証券で未入り、 この号及び次号を除き、以下「優先出資証券する優先出資証券(この号及び次号を除き、以下「優先出資証券で成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。)に規定平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。)に規定で成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。)に規定が、	五号。以下「資産流動化法」という。)に規定する優先出資証券で未入り、一株券(法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質という。)及び資産の流動化に関する法律(平成十年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。)に規定平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。)に規定平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。)に規定で、大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「ないは、「ないは、「ないは、「ないは、「ないは、「ないは、「ないは、「ない
が5月面圧除り区分になど、4夜を分に至り5場合に下5。 の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少少ない場合) (取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが	ずら有面正参り区分になど、台変各分に巨りる場合に下る。 第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少少ない場合) (取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少
附則   所則   所則   所則   所則   所則   所則   所則	
現	改正案

の二第二項第一号、 の二第二号イ及び第二条の六の二第二号イにおいて「株券等」と 条の八の二第二号イ及び第一条の八の四第三号ロ⑴において同じ を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定す 並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質 に掲げる有価証券の性質を有するもの 二号イ、 資証券等」という。)を含む。 る投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券 )及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号 第一条の八の二第一号、 第一条の七第二号ロ(1)、 次に掲げる全ての要件に該当する場合 第一条の七第二号イ、第一条の七の四第一号 第一条の八の四第三号イ、 次号イ、 第一条の七の四第二号イ、 (以下この号、 第一条の五の二第二項第 第二条の四 第一条の五 ( 以 下 第一 「投

### イ〜 / (略)

以下 証券をいう。 これらの有価証券の性質を有するもの並びに新投資口予約権証券 流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利が付されている 化法に規定する新優先出資引受権をいう。 九号に掲げる有価証券を除く。 律に規定する外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券 有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち (投資信託及び投資法人に関する法律に規定する新投資口予約権 新株予約権証券及び新株予約権、 「新投資口予約権証券等」という。 以下同じ。 及び投資信託及び投資法人に関する法 以下この号、 新優先出資引受権 以下同じ。)又は資産 (法第 第一条の五の二第二 二条第 (資産流動 項第十

> る投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券 を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定す 並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証 。)及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号 いう。) の二第二号イ及び第二条の六の二第二号イにおいて の二第二項第一号、 条の八の二第二号イ及び第一条の八の四第三号ロ(1)において同じ 二号イ、第一条の七第二号ロ(1)、 資証券等」という。)を含む。次号イ、第一条の五の二第二項第 に掲げる有価証券の性質を有するもの 第一条の八の二第一号、 次に掲げるすべての要件に該当する場合 第一条の七第二号イ、第一条の七の四第一 第一条の八の四第三号イ、 第一条の七の四第二号イ、 (以下この号、 第二条の四 第一条の五 「株券等」と (以 下 券の 第 性質 · 投 믕

#### 〜ハ (略)

これらの有価証券の性質を有するもの(同項第十九号に掲げる有 権証券等」という。) 六の二第二号ロ及び第二条の十二の三第五号において 条の七第二号ロ、 流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利が付されている 化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下同じ。)又は資 価証券を除く。以下この号、 有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち 新株予約権証券及び新株予約権、 第一条の八の四第三号ロ、 第 一条の七の四第二号、 次に掲げるすべての要件に該当する場合 第 第一条の五の二第二項第二号、 一条の四の二第二号ロ、 新優先出資引受権 第一条の八の二第二号 「新株予約 (資産流 第二条の 第

該当する場合
いて「新株予約権証券等」という。) 次に掲げる全ての要件に けて「新株予約権証券等」という。) 次に掲げる全ての要件に の八の二第二号、第一条の八の四第三号ロ、第二条の四の二第二項第二号、第一条の七第二号ロ、第一条の七の四第二号、第一条

ぞれ前号イ及びロに掲げる要件に該当すること。びに当該株券、新株予約権証券及び新投資口予約権証券がそれれ、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者並イ。当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得さ

て準用する場合を含む。)のいずれかに該当するものを既に発 で準用する場合を含む。)のいずれかに該当するものを既に発 新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定め 証券を除く。以下ロ及びハにおいて同じ。)の発行者が、当該 証券を除く。以下ロ及びハにおいて同じ。)の発行者が、当該

## ハ・ニ (略)

イ〜ハ (略)

(取得勧誘において少人数向け勧誘に該当する場合)

、次に掲げる全ての要件に該当する場合とする。
ポー条の七 法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める場合は

げる要件に該当すること。びに当該株券及び新株予約権証券がそれぞれ前号イ及び口に掲れ、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者並れ、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者が、当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得さ

イ

)のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。種類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十ハにおいて同じ。)の発行者が、当該新株予約権証券等と同一当該新株予約権証券等(新株予約権証券を除く。以下ロ及び

口

## ハ・ニ (略)

要件に該当する場合 一 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべての

## イ〜ハ (略)

(取得勧誘において少人数向け勧誘に該当する場合)

、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。第一条の七、法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める場合は

#### (略)

ハまでに定める要件に該当すること。 次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イから

株券等 次に掲げる全ての要件に該当すること。

#### (1) · (2) (略)

ロ 新株予約権証券等 次に掲げる全ての要件に該当すること。

- がそれぞれイ(1)及び(2)に掲げる要件に該当すること。者並びに当該株券、新株予約権証券及び新投資口予約権証券され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行(1) 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得
- (2) 当該新株予約権証券等(新株予約権証券及び新投資口予約2) 当該新株予約権証券等は同一種類の有価証券として内閣府令で定め株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定め、当該新株予約権証券等( 新株予約権証券及び新投資口予約

#### (3) · (4) (略)

の要件に該当すること。 イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げる全て

#### (1) (3) (略)

(売付け勧誘等において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそ

#### (略)

ハまでに定める要件に該当すること。 次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イから

株券等
次に掲げるすべての要件に該当すること。

#### (1) · (2) (略)

イ

口

(1)

新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当すること

- に掲げる要件に該当すること。者並びに当該株券及び新株予約権証券がそれぞれイ(1及び(2)され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行) 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得
- こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと。こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、こと、

#### (3) · (4) (略)

ての要件に該当すること。 イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべ

#### (1) (3) (略)

(売付け勧誘等において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそ

れが少ない場合)

に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 二条の二第五項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号が少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第第一条の七の四 法第二条第四項第一号に規定する譲渡されるおそれ

株券等 次に掲げる全ての要件に該当する場合

ぞれ前号イ及びロに掲げる要件に該当すること。
イ 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者並れ、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者並 当該新株予約権証券等 次に掲げる全ての要件に該当する場合

行している者でないこと。

「行している者でないこと。)のいずれかに該当するものを既に発
るものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条におい
るものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条におい
るものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条におい
るものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条におい

### /・二 (略)

イ〜ハ(略

れが少ない場合)

## 1~ハ (略)

」のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。八において同じ。)の発行者が、当該新株予約権証券等と同一当該新株予約権証券等(新株予約権証券を除く。以下ロ及び

## ハ・ニ (略)

要件に該当する場合 三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべての

イ〜ハ (略)

(売付け勧誘等において少人数向け勧誘に該当する場合)

合は、次に掲げる全ての要件に該当する場合とする。第一条の八の四 法第二条第四項第二号ハに規定する政令で定める場

### 一•二 (略)

場合は、次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該三 前号に規定する有価証券以外の有価証券の売付け勧誘等を行う

イからハまでに定める要件に該当すること。

イ 株券等 次に掲げる全ての要件に該当すること。

#### (1) · (2) (略)

ロ 新株予約権証券等 次に掲げる全ての要件に該当すること。

- がそれぞれイ()及び(2)に掲げる要件に該当すること。者並びに当該株券、新株予約権証券及び新投資口予約権証券され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行() 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得
- に発行している者でないこと。 に発行している者でないこと。 なものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条におなものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条におよう)の発行者が、当該新権証券を除く。以下口において同じ。)の発行者が、当該新生設新機工業等(新株予約権証券及び新投資口予約

#### (3) · (4) (略)

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げる全て

(売付け勧誘等において少人数向け勧誘に該当する場合)

合は、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。第一条の八の四 法第二条第四項第二号ハに規定する政令で定める場

## 一·二 (略)

イからハまでに定める要件に該当すること。 場合は、次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該三 前号に規定する有価証券以外の有価証券の売付け勧誘等を行う

株券等次に掲げるすべての要件に該当すること。

#### (1) (2) (略)

ロ 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当すること

- に掲げる要件に該当すること。 者並びに当該株券及び新株予約権証券がそれぞれイ(1)及び(2)され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行(1)当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得
- 。)のいずれかに該当するものを既に発行している者でない四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十二次の登録を除る。以下口に② 当該新株予約権証券等(新株予約権証券を除く。以下口に

#### (3) · (4) (略)

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべ

の要件に該当すること。

兀 に掲げる全ての要件に該当すること。 譲渡制限のない海外発行証券の売付け勧誘等を行う場合は、 次

(有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し)

件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める ものとする 一条の十二の三 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要

掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号において「外国 国債」という。) 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号に 次に掲げる全ての要件に該当すること。

(略)

二 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第二号に 地方債」という。) 掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号において「外国 次に掲げる全ての要件に該当すること。

特殊法人債」という。) 掲げる有価証券の性質を有するもの 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第三号に 次に掲げる全ての要件に該当すること (以下この号において「外国

(略

ての要件に該当すること。

(略)

兀 に掲げるすべての要件に該当すること。 譲渡制限のない海外発行証券の売付け勧誘等を行う場合は、

次

第一 件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める 一条の十二の三 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要 (有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し)

ものとする。 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号に

掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号において「外国

次に掲げるすべての要件に該当すること。

国債」という。)

一 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第二号に 掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号において「外国 地方債」という。) (略) 次に掲げるすべての要件に該当すること。

特殊法人債」という。) 掲げる有価証券の性質を有するもの 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第三号に 次に掲げるすべての要件に該当するこ (以下この号において「外国

イ〜ハ 略

う。) 次に掲げる全ての要件に該当すること。いて、当該社債券の発行者以外の者が発行転換可能社債券」といいて、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に転換される以下この号において同じ。)及び法第二条第一項第

ロ 当該海外発行転換可能社債券が外国の金融商品取引所(金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものに上場されていること、又は当該海外発行転換可能社債券の売に上場されていること、又は当該海外発行転換可能社債券が外国の金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたもの第二項第二号において「指定外国金融商品取引所」という。)第二項第二号において「指定外国金融商品取引所」という。)第二項第二号において「指定外国金融商品取引所」という。)第二項第二号において「指定外国金融商品取引所」という。)第二項第二号において「指定外国金融商品取引所」という。)第二項第二号において継続して行われていること。

### グ・ニ (略)

債券」という。) 次に掲げる全ての要件に該当すること。 において「債券等」という。)で新株予約権付債券」という。)及び同の(以下この号において「新株予約権付債券」という。)及び同の(以下この号において「新株予約権付債券」という。)及び同るもの、以下この号において「新株予約権が表別権がある。)ののにおいて「債券等」という。)で新株予約権が表別権がある。

う。) 次に掲げるすべての要件に該当すること。以下この号及び第六号において「海外発行転換可能社債券」といけて、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に転換されるのに限る。以下この号において同じ。)及び法第二条第一項第一位、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に転換されるの、

#### · (略)

ロ 当該海外発行転換可能社債券が外国の金融商品取引所(金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたもので、)のうち、上場されている有価証券及び第三十三条の四の四融庁長官が指定するもの(以下この条及び第三十三条の四の四融庁長官が指定するもの(以下この条及び第三十三条の四の四部一場二項第二号において「指定外国金融商品取引所」という。)

## ハ・ニ (略)

## イ〜ニ (略)

## イ〜ハ (略)

う。) 次に掲げる全ての要件に該当すること。 の性質を有するもの(以下この号において「海外発行株券」とい七 株券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券

## イ〜/ (略)

資証券」という。) 次に掲げる全ての要件に該当すること。 との (以下この号において「海外発行投しの (以下この号において「海外発行投しの (以下この号において「海外発行受益証券」という。)及びもの (以下この号において「海外発行受益証券」という。)及びもの (以下この号において「海外発行受益証券」という。)及びもの(以下この号において「海外発行受益証券」という。)及びもの以下に規定する外国投資証券で新投資に託の受益証券に類する法律に規定する外国投資証券で新投資信託の受益証券のうちは、法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券のうち法が、

## イ〜ハ (略)

ること。 て「権利表示証券」という。) 次に掲げる全ての要件に該当すて「権利表示証券」という。) 次に掲げる全ての要件に該当す

## イ〜ニ (略)

### , へ (略)

う。) 次に掲げるすべての要件に該当すること。 の性質を有するもの(以下この号において「海外発行株券」とい七 株券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券

## イ〜ハ (略)

### イ〜ハ (略)

#### (1) · (2) (<u>略</u>)

## ロ・ハ (略)

要件に該当すること。 十 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次に掲げる全ての

### イ〜ニ(略

、特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券等)

で定める有価証券を除く。)の発行者の直前の事業年度(当該有価し、投資者保護のため適当でないと認められるものとして内閣府令は、当該有価証券(有価証券の種類及び流通性その他の事情を勘案は、当該有価証券の有証券の種類及び流通性その他の事情を勘案に系の十二の四 法第四条第三項に規定する多数の特定投資家に所

等(株券、法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券(投資信券)という。)及び同項第二十号に掲げる有価証券で投資証券で投資証券に係る権利を表示するものをいう。以下イにおいて同じ。)又は社債券等(社債券及び同項第十七号に掲げる有価証券でおいて同じ。)又は社債券等(社債券及び同項第十七号に掲げる有価証券であれて同じ。)に係る同条第二十二項第三号又は第四号に掲げる有価証券では投資証券のうち社債券の性質を有するものをいう。以下イにおいて同じ。)に係る同条第二十二項第三号又は第四号に掲げる有価証券であれて同じ。)に係る同条第二十二項第三号又は第四号に掲げる有価証券であれて同じ。)に係る同条第二十二項第三号又は第四号に掲げる有価証券の方と掲げるすべての要件に該当する株券を取引に係る権利を表示するものであること。

#### (1) · (2) (略)

## ロ・ハ (略)

の要件に該当すること。 十 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次に掲げるすべて

## イ〜ニ (略)

(特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券等)

で定める有価証券を除く。)の発行者の直前の事業年度(当該有価は、投資者保護のため適当でないと認められるものとして内閣府令は、当該有価証券(有価証券の種類及び流通性その他の事情を勘案に条の十二の四 法第四条第三項に規定する多数の特定投資家に所

期間 に規定する特定期間をいう。第四条の二第一項において同じ。 に該当しないこととしても公益又は投資者保護に欠けることがない を経過している場合に限る。) であつて、 事業年度が複数あるときは、 算した所有者の数が三百に満たない場合(当該有価証券が特定投資 ての末日における当該有価証券の内閣府令で定めるところにより計 日及び直前の事業年度の開始の日前二 以下この項、 ものとして内閣府令で定めるところにより金融庁長官の承認を受け 家向け有価証券に該当することとなつた日の属する事業年度 証券が特定有価証券に該当する場合には、 た有価証券とする。 (法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第 第三条の四及び第四条の二の二において同じ。)の末 その直近のものとする。)終了後三年 |年以内に開始した事業年度全 特定投資家向け有価証券 当該有価証券に係る特定 (当該 ° 一項

こころ。 三条の三において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するもの系第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下この項及び第2 法第四条第三項に規定する政令で定める有価証券交付勧誘等(同

#### 一~三 (略)

とを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うこ価証券の買付け(当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計価がるものに限る。)の発行者の役員等(当該特定投資家向け有四)当該有価証券交付勧誘等に係る特定投資家向け有価証券(次に

期間 いものとして内閣府令で定めるところにより金融庁長官の承認を受 券に該当しないこととしても公益又は投資者保護に欠けることがな 年を経過している場合に限る。)であつて、特定投資家向け有価 該事業年度が複数あるときは、 に規定する特定期間をいう。 けた有価証券とする 資家向け有価証券に該当することとなつた日の属する事業年度 計算した所有者の数が三百に満たない場合(当該有価証券が特定投 べての末日における当該有価証券の内閣府令で定めるところにより 日及び直前の事業年度の開始の日前二 以下この項、 証券が特定有価証券に該当する場合には、 (法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一 第三条の四及び第四条の二の二において同じ。)の末 第四条の二第一項において同じ。 その直近のものとする。)終了後一 一年以内に開始した事業年度す 当該有価証券に係る特定 項

## 一~三 (略)

とを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うこ価証券の買付け(当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計掲げるものに限る。)の発行者の役員等(当該特定投資家向け有四当該有価証券交付勧誘等に係る特定投資家向け有価証券(次に

百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。 を行う者に

限る。)に対して行う有価証券交付勧誘等

口 法第二条第一 項第十一号に掲げる有価証券のうち、 投資証券

等又は新投資口予約権証券等

(略) **〜** ホ (略

3

確認書を提出しなければならない会社の範囲等)

第四条の二の五 略

2

3 合を含む。以下この項において同じ。)の規定において法第二十四 法第二十四条の四の二第五項 (法第二十七条において準用する場

四項において準用する場合を含む。)及び第四項において準用し、 条の四の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項 (同条第

の規定により確認書 及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。) (法第二十四条の四の二第一項 (法第二十七条

じ。)が提出された場合について法の規定を準用する場合における において準用する場合を含む。 法第二十四条の四の 一第五項の規定による技術的読替えは、 )に規定する確認書をいう。 以下同 次の表

読み替える法の規定

読み替えられる字句

読み替える字句

のとおりとする。

百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。 を行う者に

限る。)に対して行う有価証券交付勧誘等

(略)

口 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、 投資証券

等

ハ~ホ 略

3

(略)

第四条の二の五 略

確認書を提出しなければならない会社の範囲等)

2 (略)

3 法第二十四条の四の二第五項(法第二十七条において準用する場

条の四の二第一項又は第二項 合を含む。以下この項において同じ。)の規定において法第二十四 (これらの規定を同条第三項 (同条第

四項において準用する場合を含む。)及び第四項において準用し、 及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。

じ。)が提出された場合について法の規定を準用する場合における において準用する場合を含む。)に規定する確認書をいう。 の規定により確認書 (法第二十四条の四の二第一項 (法第二十七条 以下同

法第二十四条の四

 $\overline{\mathcal{O}}$ 

|第五項の規定による技術的読替えは、

次の表

のとおりとする

読み替える法の規定 読み替えられる字句 読み替える字句

略)		第九条第一項	(略)	読み替える法の規定	4 (略) (訂正確認書に関する読替え) (訂正確認書について法の規定を準 て確認書について法の規定を準 る技術的読替えは、次の表のよる技術的読替えは、次の表のよう
(略)	(略)	十三項 十三項 のび第	(略)	読み替えられる字句	第六条 前条第一項及び第十 確認書第六条 前条第一項及び第十 確認書 三項の規定による届 三項の規定による届 三項の規定による届 出書類 出書類 出書類 出書類 出書類 おうさきむ。以下この条において同じ。)の規定において確認書について法の規定を準用する場合における同項の規定において確認書について法の規定を準用する場合における同項の規定において確認書について法の規定を準用する場合における同項の規定において確認書について法の規定を準用する場合における同項の規定において確認書について法の規定を準用する場合における同項の規定において確認書について法の規定を準用する場合における同項の規定によいで表示を表示を表示という。
(略)	(略)	確認書	(略)	読み替える字句	確認書ではおいく(法第二十七条においく)の規定においる同項の規定におい
					<u> </u>
(略)		第九条第一項	(略)	読み替える法の規定	第六条 第六条 第六条 (訂正確認書について) て確認書について 法: る技術的読替えは
(略)	略)	十項    一項及び第	(略)	読み替えられる字句	前条第一項及び第十 確認書 前条第一項及び第十 確認書 東海 前条第一項及び第十 確認書 書類 書類 であたまいて同じ。)の規定においする読替え)
略)	(略)	確認書	(略)	読み替える字句	に 切 で で で で で で で で で で で で で で で で い ま で で で で

場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四 合を含む。 の三第一項において準用する法第七条第一項、 三第二項の規定による技術的読替えは、 三第一項に規定する訂正確認書をいう。 十条第一項の規定により確認書の訂正確認書 法第二十四条の四の三第1 以下この項において同じ。)において法第二十四条の四 項 (法第二十七条において準用する場 以下同じ。)が提出された 次の表のとおりとする。 (法第二十四条の四の 第九条第一項又は第

2

法第二十四条の四の三第三

三項

(法第二十七条において準用する場

第六条 読み替える法の規定 前条第 読み替えられる字句 出書類 一項の規定による届 項及び第十 読み替える字句 訂 正確認書

(略)

3

(内部統制報告書を提出しなければならない会社の範囲等)

第四条の二の七 (略

及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。 四第一項又は第二項 法第二十四条の四の四第五項 以下この項において同じ。)において法第二十四条の四 (これらの規定を同条第三項において準用し (法第二十七条において準用する場

> 場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四 三第二項の規定による技術的読替えは、 三第一項に規定する訂正確認書をいう。 の三第一項において準用する法第七条第一項、 合を含む。以下この項において同じ。)において法第二十四条の四 十条第一項の規定により確認書の訂正確認書 以下同じ。 次の表のとおりとする。 (法第二十四条の四 第九条第一項又は第 )が提出された

読み替える法の規定	読み替えられる字句
第六条	
	書類

3

(略)

(内部統制報告書を提出しなければならない会社の範囲等)

第四条の二の七 (略)

2 の四第一項又は第二項 合を含む。 及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。 法第二十四条の四の四第五項 以下この項において同じ。 (これらの規定を同条第三項において準用 (法第二十七条において準用する場 )において法第二十四条の四

四項 術的読替えは、 内部統制報告書(法第二十四条の四の四第一項に規定する内部統制 報告書をいう。以下同じ。)及びその添付書類が提出された場合に 以下この条及び次条において同じ。)及び法第二十四条の四の四第 ついて法の規定を準用する場合における同条第五項の規定による技 (法第二十七条において準用する場合を含む。 次の表のとおりとする )の規定により

読み替える法の規定 前条第 出書類 読み替えられる字句 三項の規定による届 項及び第十 読み替える字句 その添付書類 内部統制報告書及び

3

略

、訂正内部統制報告書に関する読替え、

第四条の二の八 ける同項の規定による技術的読替えは、 統制報告書及びその添付書類について法の規定を準用する場合にお て準用する場合を含む。 法第二十四条の四の五第一 以下この条において同じ。)において内部 次の表のとおりとする。 項 (法第二十七条におい

読み替える法の規定 読み替えられる字句 読 み替える字句

> 四項 内部統制報告書(法第二十四条の四の四第一項に規定する内部統制 術的読替えは、 報告書をいう。以下同じ。)及びその添付書類が提出された場合に 以下この条及び次条において同じ。)及び法第二十四条の四 ついて法の規定を準用する場合における同条第五項の規定による技 (法第二十七条において準用する場合を含む。 次の表のとおりとする の規定により この四第

その添付書類	書類の規定による届出	
内部統制報告書及び	前条第一項及び第十	第六条
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

略

3

(訂正内部統制報告書に関する読替え)

第四条の二の八 ける同項の規定による技術的読替えは、 統制報告書及びその添付書類について法の規定を準用する場合にお て準用する場合を含む。 法第二十四条の四の五第 以下この条において同じ。 次の表のとおりとする。 項 (法第二十七条にお )において内部

_	
	読み替える法の規定
	読み替えられる字句
	読み替える字句

							2 _				
第六条	読み替える法の規定	の規定による技術的読替えは、いて法の規定を準用する場合に	いう。以下この条及び	訂正報告書(法第二十	十条第一項の規定によの五第一項において進	合を含む。以下この項にお		(略)		第九条第一項	(略)
出書類三項の規定による届前条第一項及び第十	読み替えられる字句	による技術的読替えは、次の表のとおりとする。の規定を準用する場合によける法第二十四条の四	ヾ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚゚゚゚゚゚゚゙゚゚゙゚゚゚゚゚゚゚゙゚゚゙゚゚゚゚゚	(法第二十四条の四の五第一項に	十条第一項の規定により内部統制報告書又はその添付書類についての五第一項において準用する法第七条第一項、第九条第一項又は第	気において同じ。) にお	法第二十四条の四の五第二項(法第二十七条において準用する場	(略)	(略)	十三項	(略)
当該訂正報告書	読み替える字句	4りとする。 一十四条の四の五第二項	が提出された場合に	告書	はその添付書類について、第九条第一項又は答	おいて法第二十四条の四	「条において準用する!!	(略)	(略)	その添付書類内部統制報告書及び	(略)
			( ')	<u>セ</u>	て 第	<u> </u>	/  2 _				
第六条	読み	の 規 定 法	いう。	訂正報告書	十 の 五第	合を含む。		(略)		第九条第一項	(略)
<b></b>	読み替える法の規定	による技術の規定を準	以下この条	(法第	十条第一項の規定によの五第一項において準	以下こ	法第二十四条の四の			現項	
書類項の規定による届出条・前条第一項及び第十	替える法の規定 読み替えられる字句		及び次条におい	(法第	2一項の規定により内部統制報告書又はその添付書類について2一項において準用する法第七条第一項、第九条第一項又は第	以下こ	紀二十四条の四の五第二項(法第二十七条において準用する場────────────────────────────────────	(略)	略)	一項	(略)

3 略

(四半期報告書を提出しなければならない会社の範囲等)

第四条の二の十

(略)

とする。 四条の四の七第四項の規定による技術的読替えは、 告書(法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書をいう 合を含む。以下この項及び次項において同じ。)において四半期報 以下同じ。)について法の規定を準用する場合における法第二十 法第二十四条の四の七第四項 (法第二十七条において準用する場 次の表のとおり 5

第九条第一項 読み替える法の規定 十三項 読み替えられる字句 第五条第 略 項及び第 四半期報告書 読み替える字句 略

略

6

7 合を含む。)において法第二十四条の四の七第一項又は第二項(こ 法第二十四条の四の七第五項(法第二十七条において準用する場

3

略

(四半期報告書を提出しなければならない会社の範囲等)

第四条の二の十 (略)

2 { 4

とする。 四条の四の七第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおり 告書(法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書をいう 合を含む。以下この項及び次項において同じ。)において四半期報 法第二十四条の四の七第四項 以下同じ。)について法の規定を準用する場合における法第二十 (法第二十七条において準用する場

	第九条第一項	読み替える法の規定
(略)	十項第五条第一項及び第	読み替えられる字句
(略)	四半期報告書	読み替える字句

6 (略)

7 合を含む。)において法第二十四条の四の七第一項又は第二項(こ 法第二十四条の四の七第五項(法第二十七条において準用する場

る。 の四の七第五項の規定による技術的読替えは、 された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条 て同じ。)の規定により四半期報告書が提出された場合及び法第二 十四条の四の七第四項において準用する法第七条第一項、第九条第 れらの規定を同条第三項において準用し、 二十七条において準用する場合を含む。 項又は第十条第一項の規定により当該報告書の訂正報告書が提出 以下この条及び次条におい 及びこれらの規定を法第 次の表のとおりとす

第六条 読み替える法の規定 出書類 前条第 読み替えられる字句 三項の規定による届 項及び第十 当該四半期報告書及 読み替える字句 び訂正報告書

9

略

(上場株券に準ずる株券等)

第四条の三 (略)

に掲げる有価証券とする。 法第二十四条の六第一項に規定する政令で定める有価証券は、 次

法人に関する法律に規定する投資証券をいう。 金融商品取引所に上場されている投資証券 (投資信託及び投資 以下この項におい

> る。 の四の七第五項の規定による技術的読替えは、 された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条 二十七条において準用する場合を含む。 て同じ。)の規定により四半期報告書が提出された場合及び法第一 れらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第 十四条の四の七第四項において準用する法第七条第一項、第九条第 項又は第十条第一項の規定により当該報告書の訂正報告書が提出 以下この条及び次条におい 次の表のとおりとす

第六条 読み替える法の規定 書類 読み替えられる字句 項の規定による届出 前条第 項及び第十 |読み替える字句 当該四半期報告書及 び訂正報告書

9 略

(上場株券に準ずる株券等)

に掲げる有価証券とする。 法第二十四条の六第一項に規定する政令で定める有価証券は、

次

2

第四条の三

(略

(新設

#### て同じ。)

# 二 店頭売買有価証券に該当する投資証券

る投資証券であるもの場されている株券若しくは前項に規定する株券又は前二号に掲げ三、有価証券信託受益証券で、受託有価証券が金融商品取引所に上三

いて同じ。)又は店頭売買有価証券に該当するもの(金融商品取引所に上場されている有価証券をいう。第六号におるものに限り、前号に該当するものを除く。)で、上場有価証券四 有価証券信託受益証券(受託有価証券が株券又は投資証券であ

しくは第二号に掲げる投資証券に係る権利を表示するものに上場されている株券若しくは前項に規定する株券又は第一号若五、法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、金融商品取引所

)で、上場有価証券又は店頭売買有価証券に該当するものに係る権利を表示するものに限り、前号に該当するものを除く。六 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券(株券又は投資証券

る役員会の決議とする。 投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第三項の規定によ 投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第三項の規定は、

| 決議があつた役員会とする。 | 4 | 法第二十四条の六第一項に規定する政令で定める会議は、前項の

えて適用する同法第八十条の二第一項第四号に掲げる期間の満了す及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替5 法第二十四条の六第一項に規定する政令で定める日は、投資信託

#### (新設)

場されている株券又は前項に規定する株券であるもの「有価証券信託受益証券で、受託有価証券が金融商品取引所に上

又は店頭売買有価証券に該当するもの引所に上場されている有価証券をいう。第四号において同じ。)引所に上場されている有価証券をいう。第四号において同じ。)、前号に該当するものを除く。)で、上場有価証券(金融商品度有価証券信託受益証券(受託有価証券が株券であるものに限り

するもの に上場されている株券又は前項に規定する株券に係る権利を表示に上場されている株券又は前項に規定する株券に係る権利を表示三 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、金融商品取引所

価証券又は店頭売買有価証券に該当するもの表示するものに限り、前号に該当するものを除く。)で、上場有表示する第一項第二十号に掲げる有価証券(株券に係る権利を

(新 設)

(新設)

(新設)

#### る日とする。

# (親会社等状況報告書の訂正に関する読替え)

項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。について、同条第三項において法の規定を準用する場合における同第四条の六 法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書

報告書	る届出書類	
項の規定による訂正	条第一項の規定によ	
若しくは第七条第一	十三項若しくは第七	
親会社等状況報告書	第五条第一項及び第	法第九条第一項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

# (発行者が会社以外の者である場合の読替え)

技術的読替えは、次の表のとおりとする。 る場合について法の規定を準用する場合における同条の規定による第四条の九 法第二十七条の規定において発行者が会社以外の者であ

法第十三条第一項	読み替える法の規定
新株予約権証券	読み替えられる字句
新投資口予約権証券	読み替える字句

# (親会社等状況報告書の訂正に関する読替え)

項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。について、同条第三項において法の規定を準用する場合における同第四条の六 法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書

報告書	届出書類	
項の規定による訂正	第一項の規定による	
若しくは第七条第一	十項若しくは第七条	
親会社等状況報告書	第五条第一項及び第	法第九条第一項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

# (発行者が会社以外の者である場合の読替え)

技術的読替えは、次の表のとおりとする。
る場合について法の規定を準用する場合における同条の規定による第四条の九 法第二十七条の規定において発行者が会社以外の者であ

(新設)	読み替える法の規定
(新設)	読み替えられる字句
(新設)	読み替える字句

法第一 項 略 三条の三第 新株予約権証券 新株予約権の 約権無償割当て 条に規定する新株予 会社法第一 略 百七十七 新投資口予約権の 新投資口予約権証券 投資信託及び投資法 無償割当て する新投資口予約権 十八条の十三に規定 人に関する法律第八 略

(公開買付けによらなければならない有価証券等)

決権のない株式」という。)に係る株券その他の内閣府令で定める 等三四十七条第一項又は第百四十八条第一項(これらの規定を同法第三四十七条第一項又は第百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない有価証券に係る議決権を含む。)を行使することができない株式(第十四条の五の二において「議第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定める 第六条 法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定める 第

第六条 法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定める 決権のない株式」という。)に係る株券その他の内閣府令で定める り発行者に対抗することができない有価証券に係る議決権を含む。 第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項(これらの規定を同法 できる事項の全部につき議決権(社債、株式等の振替に関する法律 第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定によ ものは、次に掲げる有価証券 (新設 (略) を行使することができない株式(第十四条の五の二において「議 (公開買付けによらなければならない有価証券等) (新設) (略 (新設 (新設 (株主総会において決議をすることが (新設) (新設) 略 (新設

ものを除く。以下この節において「株券等」という。)とする。

#### ·二 (略)

三 投資証券等及び新投資口予約権証券等

## 四・五 (略)

2 · 3 (略)

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

する買付け等をいう。以下この節において同じ。)とする。る株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等(同項に規定:八条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定め

株式又は投資口(外国投資法人 より発行者に対抗することができない株式又は投資口(投資信託 第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。) 分の一を超える数の議決権(社債、 その他の内閣府令で定める者(以下この号において「関係法人等 法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。 及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をい 百四十七条第一項又は第百四十八条第一項(これらの規定を同法 という。)が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の三 特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等 以下この節において同じ。)に係る議決権を含む。)に係る の社員の地位を含む。 以下この節において同じ。)を所有し (投資信託及び投資法人に関する 株式等の振替に関する法律第 以下同じ の規定に

ものを除く。以下この節において「株券等」という。)とする。

·二 (略)

三 投資証券等

· 3 (格) 匹•

五.

(略)

2 · 3 (略)

る株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等(同項に規定第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定め(公開買付けの適用除外となる買付け等)

する買付け等をいう。以下この節において同じ。)とする。 」という。)が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の三 法律第二条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。 株式又は投資口(外国投資法人(投資信託及び投資法人に関する 及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をい より発行者に対抗することができない株式又は投資口(投資信 第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。) 分の一を超える数の議決権(社債、 その他の内閣府令で定める者(以下この号において「関係法人等 百四十七条第一項又は第百四十八条第一項(これらの規定を同法 特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等 の社員の地位を含む。 以下この節において同じ。)に係る議決権を含む。 以下この節において同じ。) 株式等の振替に関する法律第 を所有し 以下同じ の規定に

に掲げるものを除く。)。)から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等(前号ている場合における当該関係法人等(内閣府令で定める者を除く

場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等いで行うことにつき、当該株券等の全ての所有者が同意しているであつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらな七、株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合

八~十五 (略)

2~4 (略)

(株券等所有割合の算定に加算する有価証券)

令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。 第九条の二 法第二十七条の二第八項第一号及び第二号に規定する政

一~五 (略)

六 新投資口予約権証券等

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

一~七 (略)

条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項若しく八 会社法第百十六条第一項、第百九十二条第一項、第四百六十九

。)から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等(前号ている場合における当該関係法人等(内閣府令で定める者を除く

る場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等いで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意していであつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらな株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合

七

に掲げるものを除く。)

八~十五 (略)

2~4 (略)

第九条の二 法第二十七条の二第八項第一号及び第二号に規定する政(株券等所有割合の算定に加算する有価証券)

令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一~五 (略)

(新設)

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

て準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲第十二条 法第二十七条の五第三号(法第二十七条の八第十項におい

一~七 (略)

条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八会社法第百十六条第一項、第百九十二条第一項、第四百六十九

三第一項の規定による投資口の買取りの請求に基づき株券等に係 の三第一項、 託及び投資法人に関する法律第百四十 は第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求又は投資信 第百四十九条の八第 項若しくは第百四十九条の十 条第 項、 第百四十九条

る買付け等をする場合

(禁止される買付条件等の変更)

第十三条 為は、次に掲げるものとする。 法第二十七条の六第一項第一号に規定する政令で定める行

(略)

法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。 をさせないで行うものに限る。)又は投資主(投資信託及び投資 株主に対する株式若しくは新株予約権の割当て(新たに払込み

対する新投資口予約権 (同条第十七項に規定する新投資口予約権

をいう。 第十四条第 一項第一号ワにおいて同じ。)の割当て

2 (略)

(公開買付けの撤回等)

第十四条 ものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当す 次に掲げるものとする。ただし、 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは 第一号から第三号までに掲げる

対象者又はその子会社 (会社法第二条第三号に規定する子会社

るものを除く。

に係る買付け等をする場合 八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求に基づき株券等

(禁止される買付条件等の変更)

第十三条 為は、次に掲げるものとする。 法第二十七条の六第一項第一号に規定する政令で定める行

(略)

株主に対する株式又は新株予約権の割当て(新たに払込みをさ

せないで行うものに限る。

2

(略)

(公開買付けの撤回等)

第十四条 ものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当す るものを除く。 次に掲げるものとする。ただし、 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは 第一号から第三号までに掲げる

対象者又はその子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社

定をしたこと(公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたも のに限る。)。 務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決 をいう。以下この条及び第十四条の八の二において同じ。)の業

(略)

で行うものに限る。 株式若しくは新株予約権の割当て(新たに払込みをさせない )又は新投資口予約権の割当て

(略)

びトにあつては、 行つた日以後に発生したものに限る。)。 対象者に次に掲げる事実が発生したこと(公開買付開始公告を 公開買付者及びその特別関係者によつて行われ ただし、イ、 ハ、ホ及

(略)

た場合を除く。

取引所において上場が廃止された場合に限る。 株券の上場の廃止 (当該株券を上場している全ての金融商品

IJ が上場されたことによる場合を除く。)に限る。) 融商品取引業協会において登録が取り消された場合 株券の登録の取消し (当該株券を登録している全ての認可 (当該株券

四 · 五 (略

2

(略)

務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決 をいう。以下この条及び第十四条の八の二において同じ。)の業

定をしたこと(公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたも

のに限る。)。

(略)

うものに限る。 株式又は新株予約権の割当て(新たに払込みをさせないで行

カ〜ツ (略)

(略)

三 対象者に次に掲げる事実が発生したこと (公開買付開始公告を びトにあつては、 行つた日以後に発生したものに限る。)。ただし、イ、 公開買付者及びその特別関係者によつて行わ ホ及

た場合を除く。

チ 株券の上場の廃止 品取引所において上場が廃止された場合に限る。 (当該株券を上場しているすべての金融商

券が上場されたことによる場合を除く。)に限る。) 金融商品取引業協会において登録が取り消された場合 株券の登録の取消し (当該株券を登録しているすべての認可 (当該株

IJ

(略)

匹 五. (略

(略)

2

(公開買付けの適用範囲

第十四条の三の二 (略)

2ものは、 法第二十七条の二十二の 投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の一 二第 項第一 号に規定する政令で定める 二第 項

同法第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含

な の規定とする。

3

略

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十四条の三の七 第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合と に法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並び

規定による株式の買取りの請求若しくは投資信託及び投資法人に る買付け等をする場合 四十九条の八第一項若しくは第百四十九条の十三第一項の規定に 関する法律第百四十 五条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第八百六条第一項の よる投資口の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株券等に係 会社法第百十六条第一項、 条第 第四百六十九条第一項、第七百八十 項 第百四十九条の三第 項 第百

(略)

(公開買付者に係る重要事実の公表に関する読替え)

(公開買付けの適用範囲

第十四条の三の二 (略)

(新設)

2 (略)

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十四条の三の七 第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合と に法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並び

する。

に係る買付け等をする場合 規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株券等 五条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第八百六条第一項 会社法第百十六条第一項、 第四百六十九条第一項、 第七百八十

二 ~ 六 (略

(公開買付者である会社に係る重要事実の公表に関する読替え)

	項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定
	令の規定は、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二
	価証券に該当する投資証券等とし、同条に規定する政令で定める法
	券は、金融商品取引所に上場されている投資証券等及び店頭売買有
(新設)	第二十六条の七 法第百六十二条の二に規定する政令で定める有価証
	(上場等株券等の範囲等)
(新設)	五新投資口予約権証券等
一~四 (略)	一
めるものは、次に掲げるものとする。	めるものは、次に掲げるものとする。
第十四条の五の二 法第二十七条の二十三第二項に規定する政令で定	第十四条の五の二 法第二十七条の二十三第二項に規定する政令で定
(対象有価証券の範囲)	(対象有価証券の範囲)
2 (略)	2 (略)
四・五 (略)	四•五 (略)
三 投資証券等	三 投資証券等及び新投資口予約権証券等
一・二 (略)	一 - 二 (略)
券とする。	券とする。
約権付社債券その他の政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証	約権付社債券その他の政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証
第十四条の四 法第二十七条の二十三第一項に規定する株券、新株予	第十四条の四 法第二十七条の二十三第一項に規定する株券、新株予
(株券関連有価証券の範囲)	(株券関連有価証券の範囲)
第十四条の三の十三 (略)	第十四条の三の十三 (略)

#### とする。

## (関連有価証券の範囲)

じ。)に係るもの

に係るもの

にいる)に係るもの

#### 一~七 (略)

、(上場投資法人等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実

で定める事項は、次に掲げるものとする。 第二十九条の二の二 法第百六十六条第二項第九号リに規定する政令

#### 

## (関連有価証券の範囲

とする。
七条の六において「関連有価証券」という。)は、次に掲げるもの
七条の六において「関連有価証券」という。)は、次に掲げるもの
に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券(次条及び第二十 特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十九号

法第二条第一項第十号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上法第二条第一項第十号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上に係るもの

#### 二~七 (略

(上場投資法人等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実

で定める事項は、次に掲げるものとする。

第二十九条の二の二

法第百六

十六条第二項第九号トに規定する政令

#### ~六 (略)

第二十九条の二の五 令で定める事実は、 (上場投資法人等の資産運用会社に発生した事実に係る重要事実) 次に掲げるものとする 法第百六十六条第二項第十三号ニに規定する政

四 · 五 投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する資産運用会社 をいう。 債権者その他の当該上場会社等の資産運用会社 (略 以下同じ。 以外の者による破産手続開始の申立て等 (投資信託及び

# (公開買付けに準ずる行為

第三十一条 を除く。)、投資証券等 予約権付社債券 するものを含むものとし、 の性質を有するものを含む。) 又は投資証券等の発行者の発行する 有価証券に該当する株券(外国の者の発行する証券又は証書で株券 商品取引所に上場されており、 規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、 社債券の性質を有するものを含むものとし、 を含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。)、新株予約権証 (外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券の性質を有 (外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するもの 法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に (外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権付 (内閣府令で定めるものを除く。) 、新投 内閣府令で定めるものを除く。)、新株 又は店頭売買有価証券若しくは取扱 内閣府令で定めるもの 金融

> 第二十九条の二の五 令で定める事実は、 (上場投資法人等の資産運用会社に発生した事実に係る重要事実) 法第百六十六条第二項第十三号ニに規定する政

次に掲げるものとする。

三 債権者その他の当該上場会社等の資産運用会社 いう。 投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会社 以下同じ。 以外の者による破産手続開始の申立て等 (投資信託及び

#### 四 • 五 (略

# (公開買付けに準ずる行為

第三十一条 するものを含むものとし、 株券(外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するもの の性質を有するものを含む。)又は投資証券等の発行者の発行する 有価証券に該当する株券(外国の者の発行する証券又は証書で株券 商品取引所に上場されており、 規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、 を除く。)、投資証券等 社債券の性質を有するものを含むものとし、 予約権付社債券 を含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。)、新株予約権 (外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券の性質を有 法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第 (外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権付 (内閣府令で定めるものを除く。) その他 内閣府令で定めるものを除く。)、 又は店頭売買有価証券若しくは取扱 内閣府令で定めるもの 新株 項 金

準用する同法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定に 株券等所有割合 の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為 換算した株式又は投資口に係る議決権の数をいう。以下この条にお ことができない株式に係る議決権を含む。) 七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗する 己又は他人 買い集める者(その者と共同して買い集める者がいる場合には、 令で定める有価証券 資口予約権証券等 である場合には、 して得た割合をいう。 に係る議決権の数の合計を当該発行者の総株主等の議決権の数で除 該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における 以下この条において「買集め行為」という。)とする。ただし、 より発行者に対抗することができない投資口に係る議決権を含む。 ついては投資口に係る議決権 ては株式に係る議決権 発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。) につい もつて買い集める当該株券等に係る議決権の数(株券(外国の者の 該共同して買い集める者を含む。 の数を、 て同じ。)の合計が当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数 その他のものについては内閣府令で定めるところにより (仮設人を含む。 (自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等 当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五 (内閣府令で定めるものを除く。) その他内閣府 (以下この条において「株券等」という。) を 以下この条において同じ。 (社債、 以下この条において同じ。)の名義を (同法第二百二十八条第一項において 株式等の振替に関する法律第百四十 以下この条において同じ。) の数を、投資証券等に が百分の五未満 が 自 当 当

分の 行為 数で除して得た割合をいう。 条において同じ。 規定により発行者に対抗することができない投資口に係る議決権 券等については投資口に係る議決権(同法第二百二十八条第一項に の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。 名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数 内閣府令で定める有価証券 株券等に係る議決権の数の合計を当該発行者の総株主等の議決権 おける株券等所有割合(自己又は他人の名義をもつて所有する当該 権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める により換算した株式又は投資口に係る議決権の数をいう。 含む。)の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところ おいて準用する同法第百四十七条第一 抗することができない株式に係る議決権を含む。)の数を、 については株式に係る議決権 五未満である場合には、 百四十七条第一項又は第百四十八条第一 が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。 、五を超える部分に係るものに限る。 当該共同して買い集める者を含む。 当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前 を買い集める者 (以下この条において )の合計が当該株券等の発行者の総株主等の議決 (その者と共同して買い集める者がいる場合に 当該買集め行為のうち株券等所有割合が 「買集め行為」という。 (以下この条において「株券等」という 以下この条において同じ。 (社債、 株式等の振替に関する法律第 項又は第百四十八条第一項 以下この条において同じ。 項の規定により発行者に対 ) とする。 以下この が百分 投資証 (外国 <u></u>の

は、

を超える部分に係るものに限る。

(会社関係者等の特定有価証券等の取引の対象とならない有価証券 |

る有価証券は、次に掲げるものとする。 第三十二条 法第百六十六条第六項第四号の二に規定する政令で定め

一~三 (略)

四 投資証券等

げる有価証券

五 投資証券等に係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲

投資証券等を受託有価証券とする有価証券信託受益証券

(特定株券等の範囲)

債券その他の政令で定める有価証券(以下「特定株券等」という。 株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社第三十三条 法第百六十七条第一項に規定する上場等株券等又は上場 第

(略)

次に掲げるものとする。

一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券及び新

投資口予約権証券

律に規定する外国投資証券のうち投資証券若しくは新投資口予約価証券の性質を有するもの又は投資信託及び投資法人に関する法三 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有

(会社関係者等の特定有価証券等の取引の対象とならない有価証券

る有価証券は、次に掲げるものとする。 第三十二条 法第百六十六条第六項第四号の二に規定する政令で定め

一〜三 (略)

(新 設)

(新設)

(新設)

(特定株券等の範囲)

(略)

二 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券

律に規定する外国投資証券のうち投資証券に類するもので、金融価証券の性質を有するもの又は投資信託及び投資法人に関する法三 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有

権証券に類するもので、 頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの 金融商品取引所に上場されており、 又は

兀 店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの 価証券信託受益証券が、金融商品取引所に上場されており、 るものを除く。)で、これらの有価証券を受託有価証券とする有 投資証券若しくは新投資口予約権証券に類するもの(前号に掲げ 資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券のうち 価証券の性質を有するもの 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有 (前号に掲げるものを除く。) 又は投 又は

五. おり、 第一項第二十号に掲げる有価証券が金融商品取引所に上場されて 掲げるものを除く。)で、これらに係る権利を表示する法第二条 ち投資証券若しくは新投資口予約権証券に類するもの 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券のう 価証券の性質を有するもの 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有 又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するも (前 一号に掲げるものを除く。)又は (前二号に

扱有価証券に該当するもの

商品取引所に上場されており、

又は店頭売買有価証券若しくは

兀

商品取引所に上場されており、 投資証券に類するもの 資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券のうち 価証券の性質を有するもの 扱有価証券に該当するもの の有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券が、 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有 (前号に掲げるものを除く。) で、これら (前号に掲げるものを除く。) 又は投 又は店頭売買有価証券若しくは取 金融

若しくは取扱有価証券に該当するもの 証券が金融商品取引所に上場されており、 れらに係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有 ち投資証券に類するもの 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券のう 価証券の性質を有するもの 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有 (前二号に掲げるものを除く。) で、こ (前 一号に掲げるものを除く。)又は 又は店頭売買有価証

五.

(新株予約権に準ずる権利等)

第 券に準ずるものとして政令で定める有価証券は 人に関する法律に規定する新投資口予約権とし 約権に準ずるものとして政令で定める権利は 条の四 の 二 法第百六十七条第五項第 一号に規定する新株予 投資信託及び投資法 同号に規定する株 同法に規定する投

(新設

資証券とする。

(株式の買取りの請求に相当する他の法令の規定による請求)

第三十三条の四の三

(売付け又はその媒介若しくは代理及び募集又は売出しの取扱いに

準ずる行為

第三十三条の四の四

略

(未公開有価証券)

第三十三条の四の五 (略)

(株券及び優先出資証券に準ずる有価証券)

第三十三条の五 法第百七十二条第一項第一号に規定する政令で定

める有価証券は、次に掲げるものとする。

一~六 (略)

法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券で、投資信託及び

投資法人に関する法律に規定する投資法人債券若しくは外国投 資証券で投資法人債券に類する証券(元本(発行時に確定する

は投資証券等若しくは新投資口予約権証券等 ものに限る。)の償還を受けることができるものを除く。)又

(略

(株式の買取りの請求に相当する他の法令の規定による請求)

第三十三条の四の二 (略

(売付け又はその媒介若しくは代理及び募集又は売出しの取扱いに

準ずる行為

第三十三条の四の三 略

(未公開有価証券

第三十三条の四の四 (略)

(株券及び優先出資証券に準ずる有価証券)

第三十三条の五 める有価証券は、 法第百七十二条第一項第一号に規定する政令で定 次に掲げるものとする。

一 ~ 六 (略)

法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券で、投資信託及び

券で投資法人債券に類する証券(元本(発行時に確定するもの 投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証

に限る。)の償還を受けることができるものを除く。)又は投

八~十八

資証券等

(略)

## (算定基準有価証券)

を発行しているときの当該有価証券とする。 政令で定める有価証券は、発行者が次に掲げる有価証券のいずれか第三十三条の五の二 法第百七十二条の四第一項第二号イに規定する

#### (略)

資証券で投資法人債券に類する証券並びに新投資口予約権証券等託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投二 法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券(投資信

## 三~十一(略)

を除く。)

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

## 第三十九条 (略)

四条の三第一項において同じ。)が五十億円未満の内国会社又はそ 務局長に委任する 長 は当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局 内国会社(内閣府令で定めるものを除く。)に関するものにあつて の発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない 金の総額又は出資の総額をいう。 くは出資の総額(その成立前にあつては、 福岡財務支局長) 長官権限のうち次に掲げるものは、 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては に、 その他の者に関するものにあつては関東財 第四十一条の二第二項及び第四十 資本金の額、 成立後の資本金の額、 基金の総額若し 基

## (算定基準有価証券)

を発行しているときの当該有価証券とする。 政令で定める有価証券は、発行者が次に掲げる有価証券のいずれか第三十三条の五の二 法第百七十二条の四第一項第二号イに規定する

#### (略)

資証券で投資法人債券に類する証券を除く。) 託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投二 法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券(投資信

## 三~十一 (略)

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九条

2 四条の三第一項において同じ。)が五十億円未満の内国会社又はそ 務局長に委任する。 長 は当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局 内国会社(内閣府令で定めるものを除く。)に関するものにあつて の発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない 金の総額又は出資の総額をいう。 くは出資の総額(その成立前にあつては、 長官権限のうち次に掲げるものは、 福岡財務支局長) (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては に、 その他の者に関するものにあつては関東財 第四十一条の二第二項及び第四十 資本金の額、 成立後の資本金の額、 基金の総額若し

含む。)の規定による承認申請書及びその添付書類、 の規定を同条第五項において準用し、 準用する場合を含む。)、第二十四条第一項及び第三項 第二十七条において準用する場合を含む。 の規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に 集事項等記載書面、 定を法第七条第二項、 定を法第二十七条において準用する場合を含む。 基づく第四条第一項 おいて準用する場合を含む。 同条第五項において準用し、 価証券報告書及びその添付書類、 十七条において準用する場合を含む。)並びに第二十四条第六項 録取下届出書、法第二十三条の三第四項 よる発行登録書及びその添付書類、 を含む。 出書及びその添付書類、 (法第二十七条にお (法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による有 (法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による届 法第五条第一項 (第四条の二第 並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合 )の規定による書類及びその補足書類、 一項において準用する場合を含む。 (同条第五項において準用し、 法第二十三条の三第一項及び第二項(これら (第四条の一 第九条第一 て準用する場合を含む。 法第五条第六項及び第七項(これらの規 及びこれらの規定を法第二十七条に 第十三号において同じ。) 第一 法第二十四条第一項ただし書 一項及び第十条第二項において準 法第二十三条の七第一項 及びこれらの規定を法第三 項において準用する場合を (法第二十七条において )の規定による発行登 )及び第十三項 の規定による募 及びこれらの規 法第五条第十項 第四条第三 の規定に の規定に (これら (法

九項 二十四条第一項ただし書 その添付書類、 項において準用する場合を含む。)の規定による承認申請書及び において同じ。 らの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。 を含む。)の規定による有価証券報告書及びその添付書類、 及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む 第一項及び第三項(これらの規定を同条第五項において準用し 項 む。 第二十三条の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含 る場合を含む。)の規定による発行登録書及びその添付書類 含む。)の規定による書類及びその補足書類、 を法第七条第二項、 書及びその添付書類、 法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による届 る場合を含む。 第一項及び第二項 定を法第二十七条において準用する場合を含む。 並びに第二十四条第六項 法第五条第一項 (法第二十七条において準用する場合を含む。 並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を )の規定による発行登録取下届出書、 (これらの規定を法第二十四条の二第四項) )の規定に基づく第四条第一項 第四条第三項 の規定による書類、 (これらの規定を法第二十七条において準用 (同条第五項において準用し、 第九条第一 法第五条第六項及び第七項(これらの規定 (同条第五項において準用し、 (法第二十七条において準用する場 (第四条の二第一項において準用 一項及び第十条第二項において準用 法第二十四条第八項及び第 法第二十三条の三第四 法第二十三条の三 (第四条の二第 )、第二十四 及びこれらの 第二十四条の四 及び第十項 及びこれ 第十三号 法第 法

におい 二十四条の二第四項 第十四項 おいて準用する場合を含む。 法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項にお 条において準用する場合を含む。 の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合 場合を含む。 による報告書代替書面 二十四条の七第五項 いて準用する場合を含む。 足書類、 合を含む。)において準用し、 三項及び第二十四条の七第五項 を含む。)、第二十四条の四の四第六項、 よる書類、 八第一項及び第二十四条の五の二第一 (これらの規定を同条第三項 項及び第二十四条の五の二第 において準用し、 い四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する 第二十四条の四の て準用し、 法第二十四条第十三項 (法第二十七条において準用する場合を含む。) の規定 第二十四条の四 法第二十四条第八項及び第九項(これらの規定を法第 )、第二十四条の四の三第三項 並びに 並びにこれらの規定を法第二十七条の規定に (同条第六項において準用する場合を含む) 第二十四条の四の二第六項 八第 法第二十四条の四の二第一項及び第二項 これらの規定を法第二十七条において進  $\bar{\mathcal{O}}$ )の規定による書類、 一項及び第二十四条の五の二第 第四項 (同条第四項、 第二十四条の四の四第六項及び第 並びにこれらの規定を法第二十七 (法第二十四条の四の二第六項 )の規定による書類及びその (同条第六項において準用する場 項において準用する場合を含む 項において準用する場合を (法第二十四条の四の八第 第二十四条の四の五第 法第二十四条の (法第二十四条の四 (法第二十四条 法第二十四条 兀 項

認書、 項、 第三項 項において準用する場合を含む。 する場合を含む。 による書類、 四条の四の四第六項及び第二十四条の七第五項 十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。)、第二十 二十四条の四の二第六項 規定による書類及びその補足書類、 これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。 を法第二十七条において準用する場合を含む。 第二十四条の五の二第 おいて準用する場合を含む。 定を法第二十七条の規定において準用する場合を含む。 いて準用する場合を含む。 第六項において準用する場合を含む。 の二第六項 **匹項、** 一項において準用する場合を含む。)、 (法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第 一第一項におい 匝 |の二第一項及び第二項(これらの規定を同条第三項 第二十四条の四の五第三項及び第二十四条の七第五項 法第1 法第二十四条の四の八第一 (法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五 二十四条の四 (法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の 法第二十四条第十四項 て準用する場合を含む。 )の規定による報告書代替書面、 一項において準用し、 の四第 (法第二十四条の四の八第一項及び第一 )において準用し、並びにこれらの `` 第二 項及び第二十四条の五の二第 項及び第二項 法第二十四条第十三項 (法第二十七条において準用 )において準用し、 一十四条の四の 第二十四条の四の二第四項 第二十四条の四の四第六 第二十四 並びにこれらの (同条第六項にお (これらの規定を の規定による確 法第二十四 八第 | 条 の )の規 一項及び (同条第 並 五の二第 兀 一項に 同 ) の びに <u>の</u> 三 五.

兀

報告書、 期代替書面、法第二十四条の五第一項(同条第三項において準用 法第二十七条において準用する場合を含む。 報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四 条において準用する場合を含む。 第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による四半期 四第一項及び第一 用する場合を含む。) て準用する場合を含む。 十二項において準用し、 二十七条において準用する場合を含む。 条の四の七第十項 を同条第十一項において準用し、 れらの規定を同条第三項において準用し、 及びその添付書類、 条において準用する場合を含む。 る場合を含む。)並びに第二十四条の四の四第四項(法第二十七 る場合を含み、 )の規定による半期報告書、 補足書類並びにこれらの訂正報告書、 法第二十四条の五第七項及び第八項 規定による四半期報告書、 及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含 法第二十四条の四の七第六項及び第七項(これらの規定 及びこれらの規定を法第二十七条において準用す 二項 (法第二十七条において準用する場合を含む) 法第二十四条の四の七第一項及び第二項 (これらの規定を同条第三項において準用す の規定による確認書、 )の規定による外国会社半期報告書及び 及びこれらの規定を法第二十七条におい 法第二十四条の四の七第十二項 及びこれらの規定を法第二十七 )の規定による内部統制報告書 )の規定による外国会社四半期 法第二十四条の五第四項 (これらの規定を同 及びこれらの規定を法 の規定による臨時報告 法第二十四条の五第十 )の規定による四半 法第二十四条の (法第 条第 兀 0

二十四条の五第四項 これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。 な 場合を含む。 る外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告 規定を法第二十七条において準用する場合を含む。 項(これらの規定を同条第十二項において準用し、 含む。)の規定による四半期代替書面、 の訂正報告書、 規定による外国会社四半期報告書及びその補足書類並びにこれ 及び第七項(これらの規定を同条第十一項において準用し、 Ļ の七第一項及び第二項 規定による内部統制報告書及びその添付書類、法第二十四条の四 四の四第四項(法第二十七条において準用する場合を含む 第二十七条において準用する場合を含む。)並びに第二十 同条第三項において準用する場合を含み、 において準用する場合を含む。 十四条の四の七第十二項 いて準用する場合を含む。 )の規定による臨時報告書、 (同条第三項において準用し、 )の規定による四半期報告書、 及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含 法第二十四条の五第十一項 法第二十 の規定による半期報告書、 (法第二十七条において準用する場合を含む (これらの規定を同条第三項において準用 四条の四の七第十項 (法第二十七条において準用する場合を )の規定による四半期報告書、 及びこれらの規定を法第二十七 法第二十四条の五第七項及び第 )の規定による半期報告書、 (法第二十七条において準用する 法第二十四条の四の七第六項 法第二十四条の五第一 及びこれらの規定を法 法第二十四条の五第十 (法第二十七条にお 及びこれらの の規定によ 法第一 应 <u>)</u> 及び <u>)</u> 法 |条の 項

の二~十三の二(略)

十三の三 法第二十四条第十四項 十四~十九 場合を含む。 規定による四半期代替書面 の七第十二項 面及び法第二十四条の五第二十項 る場合を含む。 十七条におい 略 て準用する場合を含む。 (法第二十七条において準用する場合を含む) の規定による報告書代替書面 の規定による臨時代替書面の提出に係る承認 法第二十四条の五第十三項 (法第二十七条において準用する (法第二十七条において準用す の規定による半期代替書 法第一 十四四 (法第1

三項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による半期代替書面、法第二十四条の五第二十項(法第二十七条において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による外国会社臨時報告書、法第二十四条の六第一項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十四条の六第一項の規定による申請に係る書類(前項第一号に掲げるものを除く。)並びに法第三十四条に係る書類(前項第一号に掲げるものを除く。)がびに法第三十四条に係る書類(前項第一号に掲げるものを除く。)がびに法第三十四条に係る書類(前項第一号に掲げるものを除く。)がびに法第百九十三条の二第六項の規定による書類(内閣府令で定めるものに限る。)の受理

の二~十三の二(略)

(新設)

3~6 (略) 十四~十九 (略

3 6

略

投資信託及び投資法人に関する法律施行令 (平成十二年政令第四百八十号) (第二条関係)

### 第 券」、 する投資法人債権者をいう。 録投資法人、投資口、投資証券、 バティブ取引、受益証券、 託者非指図型投資信託、 以下「法」という。) 国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律 資産保管会社」、「一般事務受託者」、 資証券」、 委託会社」、「投資法人」、 指図型投資信託」、 管会社、 口予約権証券、 条 (定義) (情報通信の技術を利用する方法 投資法人債権者」とは、 この政令において、 「デリバティブ取引」、 「投資法人債」、 一般事務受託者、 「投資主」、 投資法人債、 「投資信託」、 第二条に規定する委託者指図型投資信託、 投資信託、 改 公募、 外国投資信託又は外国投資法人をいい、 「委託者指図型投資信託」、 法第百三十九条の三第一項第七号に規定 「投資法人債券」、 「新投資口予約権」 投資法人債券、 「受益証券」、 「登録投資法人」、 正 投資主、 投資信託委託会社、 証券投資信託、 「証券投資信託」 案 「外国投資信託」又は 新投資口予約権、 資産運用会社、 「資産運用会社」、 「公募」、 「新投資口予約権証 「投資口」、 有価証券、 投資法人、 「有価証券 「委託者非 「投資信託 資産保 新投資 デリ 「投 登 委 第一 いう。 は、 者、 社、 図型投資信託、 資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法 産運用会社」、 資証券」、 委託会社」、 指図型投資信託」、 人債、 人に関する法律(以下「法」という。)第二条に規定する委託者指 条 この政令において、 (定義) (情報通信の技術を利用する方法) 有価証券、デリバティブ取引、 外国投資信託又は外国投資法人をいい、 投資法人、登録投資法人、投資口、 法第百三十九条の三第一項第七号に規定する投資法人債権者を 「デリバティブ取引」、 投資法人債券、 「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、 「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、 委託者非指図型投資信託、 「資産保管会社」、 「投資信託」、 資産運用会社、 現 「委託者指図型投資信託」、 「受益証券」、 受益証券、 「一般事務受託者」、 「証券投資信託」 資産保管会社、 行 投資証券、 投資信託、 公募、投資信託委託会 「公募」、 「投資法人債権者」と 投資主、 一般事務受託 証券投資信託 有価証 「投資信託 「委託者非 投資法 「外国投

用する場合を含む。 及び内容を示し、 提供者」という。)は、 五条第二項に規定する事項を提供しようとする者(次項において「 定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。 おいて準用する場合を含む。 項及び第五十九条において準用する場合を含む。 当該事項を提供する相手方に対し、 法第五条第二項 第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において準 書面又は電磁的方法による承諾を得なければなら 以下この条において同じ。)の規定により法第 (法第十三条第二項 内閣府令で定めるところにより、 第十四条第五項 その用いる同条第二項に規 (法第五十四条第一項に (法第五十四条第 )、第五十四条 あらかじ )の種類

2 略

第十二条 (金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外) 法第八条第一項に規定する政令で定める投資信託は、 次に

掲げるものとする。

場をいう。 法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。 商品市場 致させるよう運用する旨及びその受益証券が金融商品取引所 る委託者指図型投資信託約款をいう。 次に掲げる旨の全てを投資信託約款 (その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融 (金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市 以下同じ。 )における相場その他の指標の変動率に一 以下同じ。 (法第四条第一項に規定す )に定めた投資 以下同じ。

> 第十条 ない。 第一 め 提供者」という。)は、 用する場合を含む。 一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)、第五十四条 及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければなら 定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。 五条第二項に規定する事項を提供しようとする者(次項において おいて準用する場合を含む。)、 項、 当該事項を提供する相手方に対し、 法第五条第二項 第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において準 以下この条において同じ。)の規定により法第 (法第十三条第二項(法第五十四条第一項に 内閣府令で定めるところにより、 第十四条第二項 その用いる同条第二項に規 (法第五十四条第 あらかじ ) の 種

2

(略)

第十二条 掲げるものとする。 、金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除 法第八条第一項に規定する政令で定める投資信託は、 次に

同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。 市場をいう。 融商品市場 資信託(その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金 する委託者指図型投資信託約款をいう。 致させるよう運用する旨及びその受益証券が金融商品取引所 次に掲げる旨のすべてを投資信託約款 (金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品 以下同じ。 )における相場その他の指標の 以下同じ。 (法第四条第一項に規定 )に定めた投 変動率に 以下同じ

められる投資信託として内閣府令で定めるものに限る。)に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿(同法第六十七条の大一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下の主場される投資信託として内閣府令で定める指標をいう。次号において同じ。)であり、かつ、当該指標める指標をいう。次号において同じ。)であり、かつ、当該指標の変動率が当該受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認める指標をいう。次号において記述が、当該指標を記述が、対しているものに限る。)に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿(同法第六十七条の変動率が当該受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認めるものに限る。)

# イ〜 / (略)

もの。 
率に適正に反映されると認められるものとして内閣府令で定める。 
、次のイに定める適格指標の変動率がその受益証券の価格の変動二 
次に掲げる旨の全てを投資信託約款に定めた投資信託であって

イ〜ハ (略)

## 三 (略)

により行われるもの(第一号及び前号に掲げる投資信託に該当す第四条第二項第十二号に規定する適格機関投資家私募をいう。)、その受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募(法四次に掲げる旨の全てを投資信託約款に定めた投資信託であって

価証券等によって当該受益証券を取得することができる旨で定めるところにより、金銭又はその運用の対象とする上場有イ その受益証券の取得の申込みの勧誘に応じる者は、内閣府令

るものを除く。

認められる投資信託として内閣府令で定めるものに限る。)条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿(同法第六十七。)に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿(同法第六十七。)に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿

## 〜ハ (略)

動率に適正に反映されると認められるものとして内閣府令で定めて、次のイに定める適格指標の変動率がその受益証券の価格の変二(次に掲げる旨のすべてを投資信託約款に定めた投資信託であっ

るもの

イ〜ハ (略

三 (略)

(新設)

換を行うことができる旨る金銭又は上場有価証券等と内閣府令で定めるところにより交る金銭又は上場有価証券等と内閣府令で定めるところにより交回。受益者の請求によりその受益証券をその投資信託財産に属す

(反対受益者の受益権買取請求に関する読替え)

れらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 おる場合を含む。)の規定において法第十八条第一項(法第五十四条 第二十三条 法第十八条第三項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定において法第十八条第一項(法第五十四条 第二十三条 法第十八条第三項(法第五十四条第一項において準用す 第二

(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (であります。 (であります) (であります。 (であります) (であります。 (であります) (であります。 (であります。 (であります。 (であります。 (であります。 (であります。 ) (であります。 (であります。 (であります。 ) (であります。 (であります。) (であります。 (であります。) (であります。 (であります。) (であります。 (であります。) (であります	
略) ( ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	替える信託法
- 読み替える字句 (略)	読み替えられる字句
	読み替える字句

読替えは、次の表のとおりとする。 び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的いて同条第一項の規定による請求について信託法第百四条第一項及い法第二十条第一項において準用する法第十八条第三項の規定にお

		規定
`   読み替える字	読み替えられる字句	読み替える信託法の

(反対受益者の受益権買取請求に関する読替え)

れらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。信託法第百四条第一項及び第十項の規定を準用する場合におけるこ第一項において準用する場合を含む。)の規定による請求について第一項において準用する場合を含む。)の規定において法第十八条第一項(法第五十四条二十三条 法第十八条第二項 (法第五十四条第一項において準用す

略)	(略)	- (略)
読み替える字句	読み替えられる字句	規定

規定	読み替える信託法の
	読み替えられる字句
	読み替える字句

_	第		読	第三条三(
(略)	第十四条第一項	(略)	読み替える法の規定	はける法の規定に係る技術的読替えは、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
(略)	う投資信託財産	- (略)	読み替えられる字句	次法に外す
(略)	当該外国投資信託の信託財産(以下の信託財産(以下において「投資信において「投資信においる」という。	— (略) — — —	読み替える字句	次の表のとおりとする。次の表のとおりとする。以下この条においい限る。以下この条においい限る。以下この条においいの表においいの表のとおりとする。
_				 第 7 2 2 二
(略)	第十四条第一項	(略)	読み替える法の規定	(外国投資信託の受益第三十一条 法第五十九条 法第五十九年 法第五十九年 はまる はまままる はままま はまる はまま はまる はまま はいる はい
(略)	う投資信託財産	— (略)	読み替えられる字句	おける法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。て同じ。)の受益証券の発行者について法の規定を準用する場合に条第一項の規定による届出がされたものに限る。以下この条におい三十一条 法第五十九条の規定において外国投資信託(法第五十八(外国投資信託の受益証券の発行者に関する読替え)
(略)	当該外国投資信託 の信託財産(以下 この項において「 投資信託財産(以下	— (略)	読み替える字句	   表のとおりとする。   表のとおりとする。

			第	2			
	第百十三条第二項	規定	(発行可能投資口総口数に関する読替え) 第六十四条の二 法第七十六条第二項の規定 る場合におけるこれらの規定に係る技術的 のとする。	(略)	(略)	第十四条第七項	第十四条第二項
総数	発行済株式	読み替えられる字句	りとする。 りとする。 りとする。 のとのは、次の表のとの場合において会社法第百十三条第二項及び第四項の規定を準用が十四条の二 法第七十六条第二項の規定において発行可能投資(発行可能投資口総口数に関する読替え)		(略)	う投資信託財産う投資信託委託会社が	投資信託約款
総口数	発行済投資口	読み替える字句	のとする。 りとする。 りとする。 のとおいて会社法第百十三条第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおいかで数について会社法第百十三条第二項の規定において発行可能投資口のとする。		(略)	託財産 が国投資信託の信	等  外国投資信託約款
			<b>新</b>	2			
			新設	2 (略)	(略)	第十四条第四項	(新設)
			(新設)		(略) (略)	第十四条第四項 - 投資信託財産 - 投資信託委託会社が	(新設) (新設)

				 第			
(略)	第百五十一条第七号	— (略)	規定規定る会社法の				第百十三条第四項
— (略)	大	(略)	読み替えられる字句	おりとする。果ずる読替え)	得 た 数	総 数 を	数 は
- (略)	賞割当て新投資口予約権無	— (略) — — —	読み替える字句	、次の表のとおりとする。 法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的法第七十九条第四項の規定において投資口の質入れにつの質入れに関する読替え)	得た口数	総口数を	口 数 は
				·			
(略)	(新設)	— (略)	規定	読替えは、次の表のとおりとする。 いて会社法の規定を準用する場合に 第六十九条 法第七十九条第四項の開			
- (略)	(新設)	— (略)	読み替えられる字句	おりとする。 おりとする 場合における同条第四項の規定においする 読をにおける同い ままれる はんしょう いんしょう いんしょう いんしょう いんしょう いんしょう いんしょう しょう はんしょう いんしょう はんしょう はんしゃ はんしょう はんしゃ はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょく はんしょう はんしょう はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしゃく はんしゃく はんしん はんしゃく はんしん はんしん はんしん はんしょく はんしゃく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしんしん はんしんしん はんしんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしんしん はんしん			
一 (略)	(新設)	— (略)	読み替える字句	、次の表のとおりとする。 法第七十九条第四項の規定において投資口の質入れにつの質入れに関する読替え)			

$\mathcal{O}$
لح
お
ŋ
لح
す
á
0

		2		
項第二百五十九条第一	規定規定る会社法の	は 会社法第二百五十 会社法第二百五十	項及び第二項第二百五十八条第一	規定
事項 新株予約権原簿記載	読み替えられる字句		証券発行新株予約権	読み替えられる字句
新投資口予約権原 にめる事項をいう 定める事項をいう 定める事項をいう	読み替える字句	、次の表のとおりとする。の規定を準用する場合になて新投資口予約権について	予約権 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	読み替える字句
		。おて		

新株予約権原簿に

新投資口予約権原

第二百六十条第二項			第二百六十条第一項	項第二百五十九条第二		
新株予約権原簿	新株予約権原簿に	事項新株予約権原簿記載	をいう 株式会社を除く。以 株式会社を除く。以	株予約権 が無記名新株予約権及無記名新株予約権	自己新株予約権	
	簿に新投資口予約権原	簿記載事項 新投資口予約権原	投資法人を除く	約権無記名新投資口予	権目己新投資口予約	簿に

				第	
第二百六十八条第二	第二百六十八条第一	第二百六十七条第四	規定 規定  規定	規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。    規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。  (新投資口予約権の質入れに関する読替え)  (新投資口予約権の質入れに関する読替え)	第二百六十条第三項
証券発行新株予約権	新株予約権原簿	証券発行新株予約権	読み替えられる字句	的読替えは、次の表のとおりとすると第八十八条の八第五項の規定にお法第八十八条の八第五項の規定にお	株予約権 「付社債に付された新」 「付社債に付された新」
予約権	簿 新投資口予約権原	予約権	読み替える字句	をおりとする。 準用する場合における同法 項の規定において新投資口 をおりとする。	約権 無記名新投資口予
				法 口 の 予	

(新設)

第七十七条の五 規定に係る技術的読替えは、 口予約権証券について会社法の規定を準用する場合における同法の 第 項 項 第二百六十九条第二 項及び第三項 第二百七十二条第二 第二百七十一条第 項 (新投資口予約権証券に関する読替え) 一百六十九条第一 法第八十八条の二十一第二項の規定において新投資 株予約権 者 耆 無記名新株予約権及 新株予約権原簿 登録新株予約権質権 登録新株予約権質権 新株予約権原簿 付社債に付された新 び無記名新株予約権 次の表のとおりとする。 無記名新投資口予 登録新投資口予約 約権 登録新投資口予約 簿 新投資口予約権原 権質権者 簿 新投資口予約権原 権質権者

(新設)

規定 号及び第二百九十条 第二百八十九条第二 読み替える会社法の 証券発行新株予約権 読み替えられる字句 証券発行新投資口 読み替える字句 予約権

する読替え) (新投資口予約権証券を提出することができない者があるときに関

第七十七条の六 口予約権証券を提出することができない者があるときについて会社 法第八十八条の二十二第四項の規定において新投資

法第二百二十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術 次の表のとおりとする。

的読替えは、

読み替える会社法の 読み替えられる字句 読み替える字句

規定

及び第二項

(新投資口予約権の発行の無効の訴え等に関する読替え)

第二百二十条第

項

株券発行会社

投資法人

(新設)

— 51 —

新
ĦŦ
н^
$\sim$

第七十七条の七

口予約権の発行の無効の訴えについて会社法の規定を準用する場合

法第八十八条の二十三第一項の規定において新投資

	9年四号 第八百二十八条第一	規定規定を会社法の	。― における同法の規定に係る技術的読替えは、
で 日から一年以内 で 日から一年以内 で ない株式会社に を が が 生 に で ない 株式会社に を が が 生 で ない 株式会社に を が が 生 の 発行の 効力が 生	新株予約権(当該新株予約権が新株予約権が新株予約権が新株予約 をのである場合にあっては、当該新株予 の社債を含む。以下の社債を含む。以下	読み替えられる字句	係る技術的読替えは、
六箇月以内	新投資口予約権	読み替える字句	次の表のとおりとする

項第一号ハアリアの	項第八百四十二条第二		第八百四十二条第一
権付社債に付された株予約権が新株予約権(当該新	者 登録新株予約権質権	新株予約権証券(当 該新株予約権が新株 予約権付社債に付さ にあっては、当該新 株予約権付社債に係 る新株予約権付社債に係 る新株予約権付社債 のである場合	) 金額又は給付を受け た財産の給付の時に おける価額に相当す る金銭
新投資口予約権	権質権者 権質権者	券 新投資口予約権 証	銭

2 る場合における当該規定に係る技術的読替えは、 法第八十八条の二十三第 っては、 の社債を含む。 約権付社債について ものである場合にあ この節において同じ 当該新株予 以下

する。 る会社法第八百四十二条第二項において準用する同法第八百四十条 一項の申立てについて同法第八百七十八条第二項の規定を準用す 項の規定において同項において準用す 次の表のとおりと

### 規定 項 第八百七十八条第二 読み替える会社法の 総新株予約権者 読み替えられる字句 読み替える字句 者 総新投資口予約権

(短期投資法人債の発行の要件)

第九十八条の二 法第百三十九条の十三第一号イに規定する政令で定 める資産は、次に掲げるものとする。

(短期投資法人債の発行の要件)

第九十八条の二 法第百三十九条の十三第一号イに規定する政令で定 める資産は、次に掲げるものとする。

-				
	第七百八十七条第五	規定  規定  規定	(新投資口予約権買取請求に関する読替え) 「新投資口予約権買取請求に関する読替え」 「項の規定による請求について会社法第七百八十項の規定による請求について会社法第七百八十十事で表の三の二第四項の規合におけるこれらの規定に係る技術的読替えはする。」	五 法第百九十四条第一~四 (略)
新株予約権買取請求	は 新株 予約権買取請求	読み替えられる字句	定する法人の株式	項第二号に掲げる数
新投資口予約権買	新投資口予約権買取請求(投資法人法第百四十九条の 三の二第一項の規 定による請求をい う。以下同じ。)	読み替える字句	は、次の表のとおりと )の規定を準用する場 )の規定を準用する場	注記ですることは   「現所でする」   「現所でする」   「現所でする。   「現所でする。   「現所でする。   「現所でする。   「現所でする。   「現所でする。   「ままままま   できます   できままままます。   「ままままままままままままます。   「ままままままままままままままままままままままままままままままままままま
			(新 設)	(新 新 設)
				(略)

	項 第七百八十八条第一	ľ	第七百八十七条第七		項 第七百八十七条第六	
新株予約権(当該新株予約権が新株予約権が新株予約権が新株予約権が新株予約権が新株予約権が新株予約権が新株予約を付された権付社債についての権付社債についての権付社債についてのがあったときは、当	新株予約権買取請求	新株予約権買取請求	吸収合併等	消滅株式会社等	新株予約権買取請求	に
新投資口予約権	取請求新投資口予約権買	取請求新投資口予約権買	吸収合併	吸収合併消滅法人	取請求新投資口予約権買	取請求に

	第七百八十八条第五	項 第七百八十八条第四	項 第七百八十八条第三	項 第七百八十八条第二			
じ、当該各号に定め次の各号に掲げる新次の各号に掲げる新	新株予約権買取請求	四 消滅株式会社等	新株予約権買取請求	2二 消滅株式会社等	吸収合併存続会社	消滅株式会社等	さの条において同じ。)
	取請求新投資口予約権買	吸収合併消滅法人	取請求新投資口予約権買	吸収合併消滅法人	吸収合併存続法人	吸収合併消滅法人	

(新設)

	第八百九条第一項		第八百八条第七項		第八百八条第六項		
をのである場合にお 権付社債に付された 権付社債に付された	新株予約権買取請求	新株予約権買取請求	新設合併等	消滅株式会社等	新株予約権買取請求	お株予約権買取請求	
新投資口予約権	取請求 新投資口予約権買	取請求 新投資口予約権買	新設合併	新設合併消滅法人	取請求 新投資口予約権買	取請求に新投資口予約権買	いう。以下同じ。

	第八百九条第二項					
消滅株式会社等	設立会社	設立会社	、新設合併設立会社	立会社の会社の主義を	消滅株式会社等	にて、当該新株予約 権付社債についての 社債の買取りの請求 があったときは、当 該社債を含む。以下
新設合併消滅法人	新設合併設立法人	人新設合併設立法	人新設合併設立法	新設合併設立法人	新設合併消滅法人	

(資産の運用の制限となる場合)

•		
取請求新投資口予約権買	新株予約権買取請求	
新設合併消滅法人	消滅株式会社等	第八百九条第六項
新設合併設立法人	次の各号に掲げる新次の各号に掲げる新	
取請求 新投資口予約権買	新株予約権買取請求	第八百九条第五項
新設合併消滅法人	消滅株式会社等	第八百九条第四項
取請求新投資口予約権買	新株予約権買取請求	
新設合併設立法人	設立会社	第八百九条第三項
_	_	

垻	は、欠の各号に掲げるものとする。 第百二十二条の二 法第二百一条第一項に規定する政令で定めるもの(不動産鑑定評価を要する権利等)	第百十六条の二 法第百九十四条第二項に規定する政令で定める場合は、登録投資法人が、特定資産が所在する国の法令の規定又は慣行 ない場合(法第百九十四条第二項に規定する法人が、当該登録投資 法人が自ら行うことができない取引を行うことができ 法人が自ら行うことができない取引を行うことができる (法第百九十四条第二項に規定する政令で定める場合 ) とする。
(新設)	は、第十六条の二を引え掲げるものとする。第百二十二条の二(法第二百一条第一項に規定する政令で定めるもの(不動産の鑑定評価を要する権利等)	(新設)

三 社債、株式等の振替に関する法律施行令(平成十四年政令第三百六十二号)(第三条関係)

(削 る)	— (略)		号 第八条第二項第三	は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と書場合において、次の表の上欄に掲げる場所・五条 第七条の規定は法第九十一条第一項に規定する記載又は記録について第一項に規定する記載又は記録について第一項に規定する記載又は記録について第一項に対して、次の表の上欄に掲げる場所と書
(削る)	- (略)	第一号口	第一号イ法第六十九条第二項	は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。第一項に規定する記載又は記録について、それぞれ準用する。で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第(国債に関する社債に係る規定の準用)  改 正 案
(削る)	— (略) — — — —	第二号	第一号法第九十二条第二項	は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。第一項に規定する記載又は記録について、それぞれ準用する。こので定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第百条(国債に関する社債に係る規定の準用)  改 正 案
			_	第りは場節で土
三号 第十一条第二項第	(略)		号第八条第二項第三	は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と記 場合において、次の表の上欄に掲げる場 第一項に規定する記載又は記録について 第一項に規定する記載又は記録についる第一項に規定する記載又は記録について第一条第一条 第七条の規定は法第九十一条 第一項 (国債に関する社債に係る規定の準用)
第三号 第三月	— (略)		第三号 法第六十八条第三項	は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる第一項に規定する記載又は記録について、それぞれ準用する。(国債に関する社債に係る規定の準用)
第三号	— (略)		第三号第三号	は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。 場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句 第一項に規定する記載又は記録について、それぞれ準用する。この で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第百条 (国債に関する社債に係る規定の準用) 現

(投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債に係る規定の準

第二十四条 次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同 令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、 表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。 法第百二十一条において準用する法第八十七条第一項に規定する政 十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は から第十三条までの規定は法第百二十一条において準用する法第七 十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条 第七条の規定は法第百二十一条において準用する法第六

表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

用 (投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債に係る規定の準

第二十四条 次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同 令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、 法第百二十一条において準用する法第八十七条第一項に規定する政 十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は から第十三条までの規定は法第百二十一条において準用する法第七 十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条 第七条の規定は法第百二十一条において準用する法第六

(新設)	第十四条	(略)
(新設)	金額の全額	(略)
(新設)	口数の全口数	(略)

第十四条第三号

法第六十九条第

項

法第百]

\_ + -

条にお

する法第八十七条第 いて読み替えて準用

項各号に掲げる

 $\mathcal{O}$ 

第十四条第

一号

法第六十九条第 第七号に掲げる

項

法第百

7

条にお

する法第八十七条第 いて読み替えて準用

項各号に定める

略

略

略

¥±1 →1		LF-	第	ı	
準用する。 百九十一条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ	五十条の規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第十六条第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録について、第	での規定は法第二百四十七条の三第一項において準用する法第百七規定する政令で定める事項について、第四十四条から第四十九条ま	十七条の三第一項において準用する法第百六十五条第三項第六号に第六十五条の二 第四十二条(第二号を除く。)の規定は法第二百四	(新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用)	金額の全額 「口数の全口数
			(新設)		
					(新設)
					(新設)

四 商品先物取引法施行令(昭和二十五年政令第二百八十号)(第四条関係)

定する外国投資証券	二十項に規定する投資法人債券及び同法第二百二十条第一項に規	投資証券、同条第十八項に規定する新投資口予約権証券、同条第	八 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する	一~七(略)	)で定めるところにより指定するものに限る。	は、商品取引所が定款(株式会社商品取引所にあつては、業務規程	ものとする。ただし、第三号から第八号までに掲げるものについて	第十三条 法第百一条第三項の政令で定める有価証券は、次に掲げる	(充用有価証券)	改正案
	二十条第一項に規定する外国投資証券	投資証券、同条第十八項に規定する投資法人債券及び同法第二百	八 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する	一~七 (略)	)で定めるところにより指定するものに限る。	は、商品取引所が定款(株式会社商品取引所にあつては、業務規程	ものとする。ただし、第三号から第八号までに掲げるものについて	第十三条 法第百一条第三項の政令で定める有価証券は、次に掲げる	(充用有価証券)	現行

五 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)(第五条関係)

7 14 (略)	する。		法第六十七条の十五第一項第二号ホに規定する配当可能利益の額 6 x	2~5 (略) 2~5	第三十九条の三十二の三 (略)   第三-	(投資法人に係る課税の特例) (5)	改 正 案
14 (略)	益の額として財務省令で定めるところにより計算した金額とする。	として政令で定める金額は、投資法人法第百三十六条に規定する利	法第六十七条の十五第一項第二号ホに規定する配当可能利益の額	5 (略)	第三十九条の三十二の三(略)	(投資法人に係る課税の特例)	現 行

六 投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令(平成十年政令第二百三十五号)(第六条関係)

<ul><li>大のなど正体となる。</li><li>大のなど正体となる。</li><li>大のとする。</li><li>(付随事業)</li><li>(付随事業)</li><li>(付随事業)</li><li>(付随事業)</li><li>(付随事業)</li></ul>	大〜十三 (略) (付随事業) (付随事業) (付随事業) (付随事業)
第一条 投資事 十号。以下 十号。以下 する。	約 商 ( る 下 資 価   素 素 素

くは貸借又はその代理若しくは媒介を行う事業所在する土地及びその隣地を含む。)及び動産の売買、交換若し

地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあっては当該建物の

地を含む。)及び動産の売買、 が建物である場合にあっては当該建物の所在する土地及びその隣 交換若しくは貸借又はその代理若

しくは媒介を行う事業

七 確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号)(第七条関係)

四・五(略)。)	国投資証券(同法第二百二十条に規定する外国投資証券をいう二十四項に規定する夕国投資信託をレジンの受益証券又に夕	二十四頁で見合する外国安管言もという。この安益正券でより、ナー外国投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一	ヲ〜ネ (略)	二十項に規定する投資法人債券をいう。)	資証券(ツに掲げるものを除く。)又は投資法人債券(同条第	項に規定する投資法人をいう。ソ及びツにおいて同じ。)の投	ル 投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二	イ〜ヌ (略)	て同じ。)の売買	る当該有価証券に表示されるべき権利を含む。以下この条におい	三 次に掲げる有価証券(有価証券が発行されていない場合におけ	一・二 (略)	運用方法要件」という。)に適合するものとする。	に掲げる運用の方法であって次項に規定する要件(同項において「	第十五条 法第二十三条第一項前段の政令で定める運用の方法は、次	(運用の方法)	改 正 案
四•五 (略) 。)	国投資証券(同法第二百二十条に規定する外国投資証券をいう二十二項に規定する夕国投資信託をいっ)の受益証券又に夕		ヲ~ネ (略)	十八項に規定する投資法人債券をいう。)	資証券(ツに掲げるものを除く。)又は投資法人債券(同条第	項に規定する投資法人をいう。ソ及びツにおいて同じ。)の投	ル 投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二	イ〜ヌ(略)	て同じ。)の売買	る当該有価証券に表示されるべき権利を含む。以下この条におい	三 次に掲げる有価証券(有価証券が発行されていない場合におけ	一・二(略)	運用方法要件」という。) に適合するものとする。	に掲げる運用の方法であって次項に規定する要件(同項において「	第十五条   法第二十三条第一項前段の政令で定める運用の方法は、次	(運用の方法)	現





八 法人税法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第百六十六号)(第八条関係)

第百四十条の二第一項第一号中「公債若しくは社債(会社以外の法別の利子、」を削り、「剩余金の配当(」の下に「特定公社債等運用投資信託(所得税法第二条第一項第十五号の三(定義)に規定する公社債等運用投資信託(所得税法第二条第一項第十五号の三(定義)に規定する公社債等運用投資信託をいい、投資信託及び投資法人に関する法律第二年において同じ。)の受益権及び資産の流動化に関する法律第三年において「社債的受益権」という。)に係るもの、」を加え、「も同係第二項でおいて「社債的受益権」という。)に係るもの、」を加え、「も同係第二項第十五号に規定する公社債等運用投資信託及び自項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託を除く。)」を加え、「、「利子配当等」を「配当等」に、「配当等」に改め、「合同運用信託」の下に「、所得稅法第二条第一項第十五号に規定する公社債投資信託及び第三項四項(定義)に規定する公社債等運用投資信託を除く。)」を加え、「、「利子配当等」を「配当等」を「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」を「力が、同条第二項中「利子配当等」を「配当等」に、「配当等」に改め、同条第二項中「利子配当等」を「配当等」に、「配当等」に改め、同条第三項中「利子配当等」に、「配当等」に改め、同条第三項中「利子配当等の二本を」に、「出資等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に改め、同条第三項中「利力が、同条第三項中「利力が、同条第三項中「利力が、同条第三項中「利力が、同条第三項中「利力が、同条第三項中「利力が、同条第三項中「利力が、同条第三項中「利力が、同条第三項中「利力が、同条第三項中「利力が、同条第三項中「利力が、同条第三項中、「出資・の利子が、同条第三項中「利力が、同条第三項中「利力が、同条第三項中、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当ないるのは、のは、の言は、の言は、の言は、の言は、の言は、の言は、の言は、の言は、の言	改正案
大が特別の法律により発行する債券を含む。第三項において同じ。)人が特別の法律により発行する債券を含む。第三項において同じ。)の利子、」を削り、「剰余金の配当(」の下に「特定公社債等運用投資信託をいい、投資信託及び投資法人に関する法律第二年において同じ。)の受益権及び資産の流動化に関する法律第二百三十年、1項(定義)に規定する外国投資信託を除く。以下この号及び第三項において「社債的受益権」という。)に係るもの、」を加え、「もの及び」を「もの並びに」に改め、「合同運用信託」の下に「、所得税法第二条第一項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託を除く。以下この号及び第三項において「社債的受益権」という。)に係るもの、」を加え、「もの及び」を「もの並びに」に改め、「合同運用信託」の下に「、所得税法第二条第一項第十五号に規定する公社債投資信託及び同項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託を除く。)」を加え、「、「配当等」を「配当等」に、「配当等」に、「配当等」を「配当等」を「配当等」を「配当等」を「配当等」を「配当等」を「配当等」を「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「配当等」に改め、同条第二項中「利子配当等」を「配当等」に、「配当等」に改め、同条第二項中「利力配当等」に、「配当等」に、「配当等」に改め、同条第三項中「利金配当等のに、「社資等で」を「利力の表別の法律により発行する債券を含む。第三項において同じ。)の下に「特定公社債等運用投資信託の下に「、所得法等に対して、「配当等」に、「配当等」に、「出資金配当等」に、「配当等」に、「出資金配当等」に、「配当等」に、「出資金配当等」に、「配当等」に、「配当等」に、「出資金配当等」に、「配当等で」を「利力の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の	現行

利子配当等」を「当該配当等」に、「すべて」を「全て」に改め、同権を除く。)と」に、「受益権の三種類」を「受益権と」に、「当該 項第一号中「利子配当等」を「配当等」に改め、「公債及び社債につ 当等」に改める。 いては額面金額とし、」を削り、「金額とする」を「 、金額」に改 同項第二号並びに同条第四項及び第五項中「利子配当等」を「配 当等」に改める。

又は」を「出資(特定公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益 | 又は」を「出資(特定公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益 利子配当等」を「当該配当等」に、「すべて」を「全て」に改め、同権を除く。)と」に、「受益権の三種類」を「受益権と」に、「当該 項第一号中「利子配当等」を「配当等」に改め、「公債及び社債につ め、同項第二号並びに同条第四項及び第五項中「利子配当等」を「配 いては額面金額とし、」を削り、「金額とする」を「 、金額」に改

**—** 73 **—**